



学校施設有効活用事業説明会 (学校施設開放運営委員会向け)



令和6(2024)年10月7日 (月)
教育委員会事務局地域教育推進課

現在の運営体制イメージ



教育委員会

- 学校ごとに開放施設（運動場・体育館・特別教室）を定める。
- 利用日時を定める（学校長 & 運営委員会の意見を聞く）。
- 施設開放事務の管理

構成、職務内容を定める

月ごとに利用報告

利用報告

委託

開放校ごとに設置

連絡調整

学校施設開放運営委員会

- 有効活用の諸計画の企画、立案に関する事。
- 開放管理者及び開放指導員の推薦及びその適正配置に関する事。
- 開放施設の利用、運営の適正に関する事。
- 管理運営費の運用と管理に関する事。
- 学校及び地域との連携に関する事。

委員長 1 名
（会務を総理）
副委員長 若干名
会計 1 名
書記 1 名

P T A、青少年団体、
青少年指導員、
スポーツ推進委員、
地域住民代表、学校教職員
※学校長は顧問

互選

連絡調整

推薦

推薦 & 謝礼支払

学校（開放校）

- 施設開放に関する一切の責任を負わない。

体育館

運動場

特別教室

※その他（例：武道場）もあり

開放施設

開放校に置く

開放施設管理者（1名）

- 開放施設の施設・設備の管理
- 開放指導員の指導
- 運営委員会が行う事務の執行
- 学校との連絡調整

連絡調整

利用団体

- 10人以上で構成する必要あり
- ※市内在住・在勤・在学・その他
- 半数以上の義務教育終了前の子どもがいる場合は使用料の減免適用あり
- 利用の際は善管注意義務

利用

開放施設に置く

開放指導員（2名）

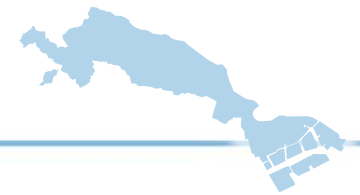
- 開放管理者及び利用団体との連絡・調整
- 利用団体への利用規則の周知徹底
- 有効活用に伴う鍵等の引き渡し・受領又はその援助
- 設備・用具の保管・貸出・復元及び施設・設備の破損等の確認
- 利用報告書の集計、月別報告書の作成、提出
- 運営委員会への出席報告
- その他開放管理者の指示する職務

指導、連絡等

指導

従う

予約システム等の導入に伴う運用の変更



【現在の利用手続等】

	利用登録		減免登録		利用調整	支払	利用申込		利用			報告		
利用団体	申請	登録証 受領	申請	通知書 受領	利用調整 会議	利用券 購入	申請	許可書 受領	鍵受領	→	利用	→	鍵返却	利用報告
	↓	↑	↓	↑				↓	↑	↑			↓	↓
施設開放運営委員会 (学校含む)	確認	登録証 交付	確認	通知書 交付				確認	許可書 交付	鍵貸出				鍵受領
	↓	↑	↓	↑			↓	↑						↓
教育委員会事務局	審査	→ 登録証 発出	審査	→ 通知書 発出			審査	→ 許可書 発出						全市集計

【今後の利用手続等】

	利用兼減免登録	利用調整	利用申込	利用	報告	
利用団体	申請 通知 受領	利用調整会議	利用申請 → 支払 → 暗証番号 受領	キーボックス 解錠 → 扉等 解錠 → 利用 → 扉等 施錠 → キーボックス 解錠		
施設開放運営委員会 (学校含む)	↓負担軽減↑				負担軽減	
教育委員会事務局	審査 → 登録 通知					全市集計

今後の運営体制イメージ



教育委員会

- 学校ごとに開放施設（運動場・体育館・特別教室）を定める。
- 利用日時を定める（学校長 & 運営委員会の意見を聞く）。
- 施設開放事務の管理

※ 委託廃止

学校（開放校）

- 施設開放に関する校長の一切の責任を負わない。

体育館

運動場

特別教室

※その他（例：武道場）もあり

開放施設

利用

利用団体

- 次の登録許可条件を付す予定（詳細は検討中）
 - 学校施設開放のルール等を理解し、遵守すること
 - 運営委員会に出席すること
 - 利用団体間における利用調整会議を経た上で利用を申し込むこと
 - 利用する学校ごとのルール等を理解し、遵守すること
 - 利用する学校の利用団体間での連絡先等の共有に承諾すること

学校施設開放運営委員会

- 毎年度当初（4～6月頃）の運営委員会開催（学校及び利用者間の顔合わせ、学校利用ルール等の確認、名簿（連絡先含む）の共有等を行う）
- 開放施設の利用、運営の適正に関すること。

取りまとめ等の役割を担う方がいない場合は利用団体同士で会議の開催や利用調整を行う

連絡担当（2名以上）

- 教委、学校及び利用団体との連絡調整
- 運営委員会の開催調整

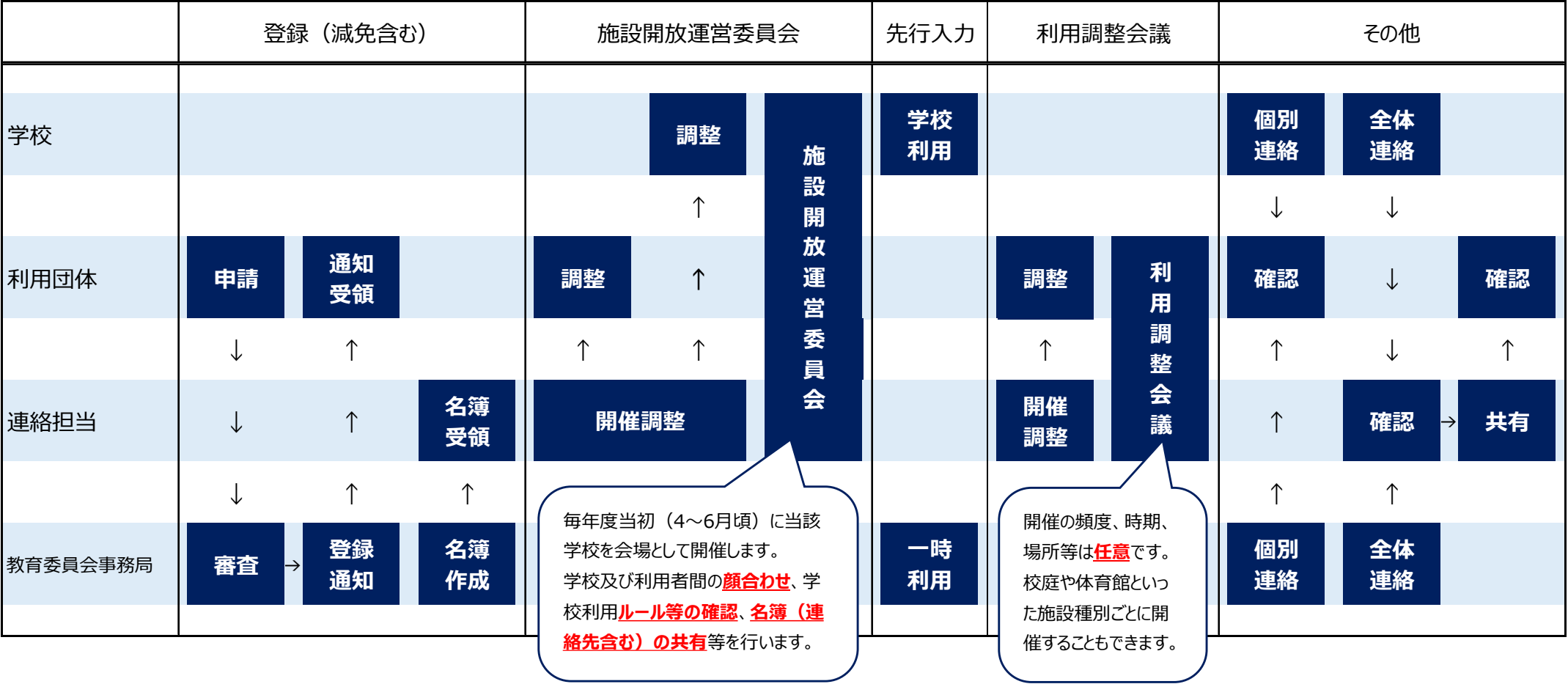
担い手がない場合は利用団体から選出

- ルール等を遵守しない場合の指導等
 - 許可権限を持つ教育委員会事務局が直接指導を行う
 - 最終的には教育委員会事務局が団体登録を取り消す

学校施設開放運営委員会の役割



【今後の標準的な運営の流れ】



【利用調整の基本的な配慮順】

配慮順	対象となる活動	具体例
1	主に学区内の児童生徒を対象とした活動	当該学校の児童が主なメンバーの少年野球やミニバス、子ども会、読書会など
2	主に学区内の児童生徒以外を対象とした活動	当該学校のPTA、学区内の町内会・自治会が主なメンバーのバレーボールや会合など
3	主に学区外の児童生徒を対象とした活動	他校の児童生徒が主なメンバーのスポーツ教室や合唱、自習スペースの提供など
4	主に学区外の児童生徒以外を対象とした活動	学区外の大人が主なメンバーのソフトボールやフットサル、演劇など

学校施設利用の基本的な考え方



【利用者ごとのパターン表】

利用者	用途（例）	事前調整	パターン
ア 学校	授業や学校行事、授業研究会等	➤ 不要（学校内での調整）	学校内調整
イ 教育委員会	教育委員会主催行事、地域の寺子屋等	➤ 事業所管課が学校に相談	庁内調整
ウ 川崎市	川崎市主催行事、わくわくプラザ等	➤ 事業所管課が教育委員会事務局と学校に相談	庁内調整
エ 地域住民等	PTAの総会やバザー、町内会の盆踊り大会、近隣保育園の運動会、子ども会のイベント、自主防災組織の防災訓練等	➤ 利用団体が学校に相談 ➤ 初めての使用等、学校で判断がつかない場合は教育委員会事務局の判断を仰ぐ	一時的な利用
	教育委員会又は川崎市が後援する行事	➤ 利用団体が後援許諾予定課を通じて学校に相談	一時的な利用
	その他（学校施設開放）	➤ 利用団体同士による利用調整会議	定期的な利用

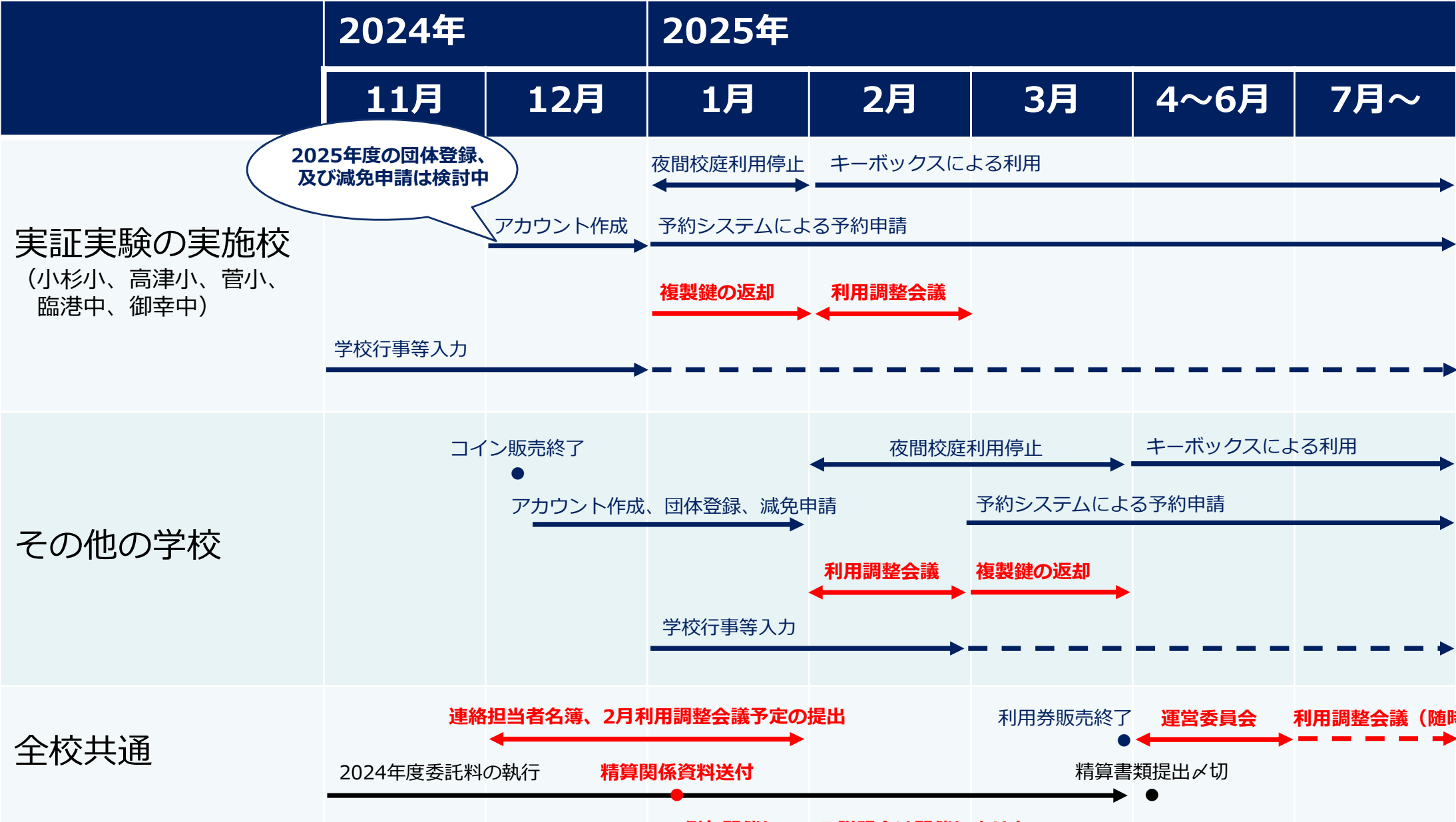
【基本的な考え方のポイント】

- **学校による利用が最優先**で、その次に教育委員会、川崎市、地域住民等と続く
- 地域住民等による利用は、**一時的な利用と定期的な利用**の2つ
- 学校施設開放で利用できる時間帯は、平日18時～21時、休日9時～21時が基本
- ただし、学校長等の意見を踏まえた上で学校施設開放で利用できる時間帯を拡大又は縮小することができる。
- 学校施設開放における開放施設は、①門から施設までの**動線が独立（職員室や普通教室から分離）**して、②利用可能な**トイレがある**ことが基本
- 予約システムの対象範囲は、学校施設開放で利用できる時間帯及び施設
- 学校施設開放で利用できる時間帯及び場所と重なる「学校施設開放以外の利用」は、あらかじめ学校及び教育委員会事務局等が予約システムに入力する。
- 令和7年度以降の一時的な利用については、利用団体が事前（概ね3か月前まで）に申請するものとする。

【今後の学校施設を利用する際の制度等（イメージ）】



今後のスケジュール



※ 例年開催している説明会は開催しません。

【参考 1】利用者向け説明会の開催予定



利用される学校や居住地に関わらず、参加いただきやすい日時、会場の説明会に御参加いただけます。

参加申込の方法等は、令和6(2024)年11月に各種広報媒体、及び学校内での掲示等を通じて案内いたします。

	日程	会場
1	令和6(2024)年12月 5日(木) 19:00～20:00	高津区・高津市民館ホール
2	令和6(2024)年12月14日(土) 10:00～11:00	中原区①・中原市民館ホール
3	令和6(2024)年12月18日(水) 14:30～15:30	多摩区・多摩市民館ホール
4	令和6(2024)年12月22日(日) 14:30～15:30	麻生区・麻生市民館ホール
5	令和7(2025)年 1月14日(火) 14:30～15:30	中原区②・中原市民館ホール
6	令和7(2025)年 1月18日(土) 10:00～11:00	宮前区・宮前市民館ホール
7	令和7(2025)年 1月26日(日) 14:30～15:30	幸区・幸市民館ホール
8	令和7(2025)年 1月30日(木) 18:00～19:00	川崎区・カルッツかわさきホール

【参考2】スマートロックの導入イメージ



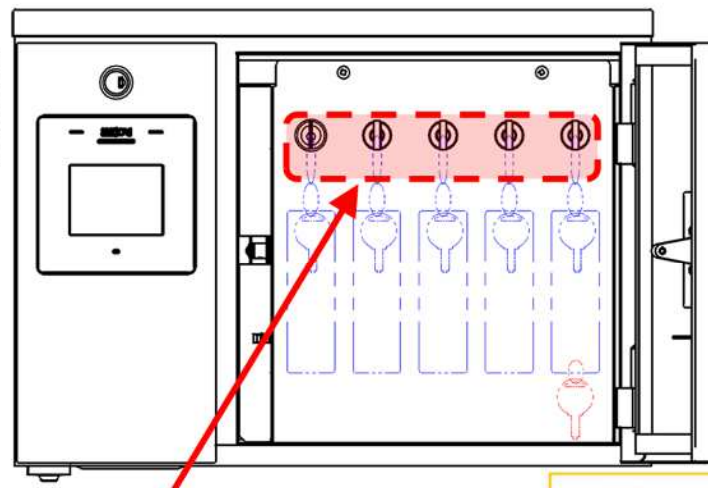
1 キーボックスの利用イメージ



① 利用団体が団体番号+暗証番号でボックスを開ける。

【団体番号 4桁（固定）】+【暗証番号 4桁（随時発行）】

- 団体番号 1111+1234 校庭
- 団体番号 2222+5678 体育館
- 団体番号 3333+9012 特別活動室
- 団体番号 4444+3456 多目的室



② 利用団体が鍵を抜いて取り出す。

【団体番号 1111or2222 が開けた場合】

- 校庭or体育館の鍵しか取り出せません。

【団体番号 3333 が開けた場合】

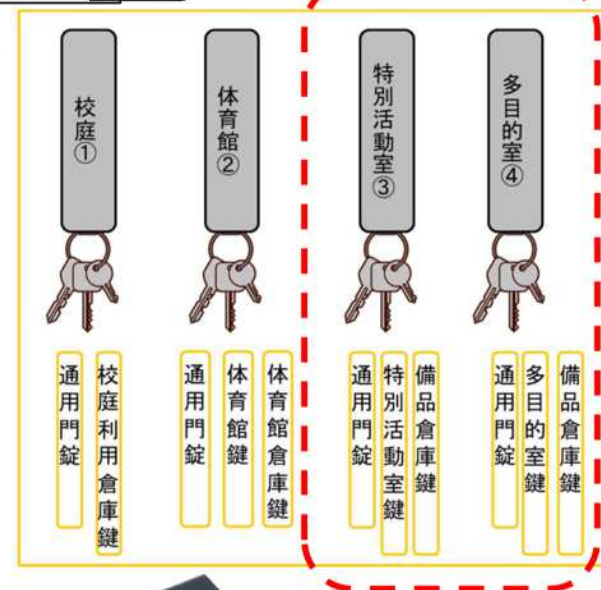
- 特別活動室の鍵が取り出せます。

【団体番号 4444 が開けた場合】

- 多目的室の鍵が取り出せます。

※ 閉め忘れ防止機能として、ボックスを開けてから一定時間経過するとブザーが鳴動します。

※ 校舎内に入る鍵は校舎内の特別教室等を予約した利用者のみ取り出せます。



2 キーボックスの設置場所

- 全校に1か所、教育委員会事務局が指定する通用門の付近に設置します。
- キーボックスが設置されている近くの通用門＝利用時に出入りする通用門とは限りません。

3 複製鍵の返却

- キーボックスによる運用に伴い、複製鍵を学校から貸与されている利用団体は鍵を返却していただきます。
- 具体的な返却方法等は、令和7年2月に開催する利用調整会議等を通じて学校と調整していただきます。



(キーホルダーのイメージ)

位置情報を確認できる機能を搭載

製品サイズ：約 35x36x123mm